

士幌町高齢者保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

【 概 要 版 】

『健やかに、心豊かに支え合い、
いきいきと生活できるまちづくり』

令和6年3月
士幌町

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

土幌町では、平成 12 年4月の介護保険制度の施行とともに「第1期介護保険事業計画」を策定し、その後、介護保険法の規定に基づき、3年ごとに見直しを行い、介護保険制度の円滑な実施と、高齢者保健福祉施策の計画的推進を図ってきました。

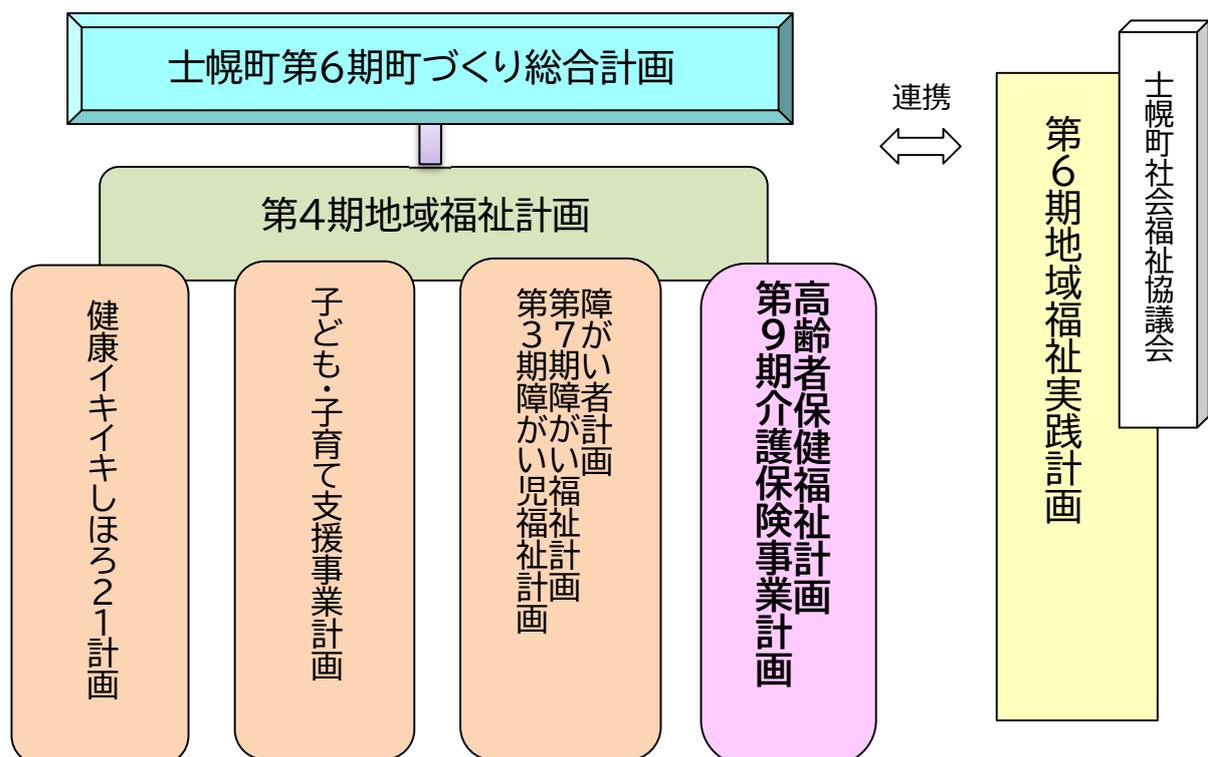
介護保険制度は、その創設から 20 年以上が経ち、介護サービスの利用も広がりを見せ、費用も着実に増加しています。

こうしたなか、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で住み続けることを可能としていくためには、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者に到達する令和 7 年(2025 年)や、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年(2040 年)を見据えて、制度の持続可能性を確保することや、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要であり、高齢者の自立した生活を支援するため、「土幌町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するものです。

(2) 法令等の根拠と位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画として、一体的に策定するものです。

また、上位計画である「土幌町第 6 期町づくり総合計画」や「第4期地域福祉計画」のほか、関連する各種計画との整合を図ります。



2. 計画の策定体制

(1) 計画の策定方法

① 土幌町保健医療福祉総合推進協議会の開催

計画の策定にあたっては、町民の公募、保健・医療・福祉関係者、農業・商工関係者、社会教育関係者、学識経験者により構成された「土幌町保健医療福祉総合推進協議会」において審議を行いました。

② 地域ケア会議等の開催

地域ケア会議高齢者部会において、幅広い意見や提言を受け、検討を行いました。

③ アンケート調査の実施

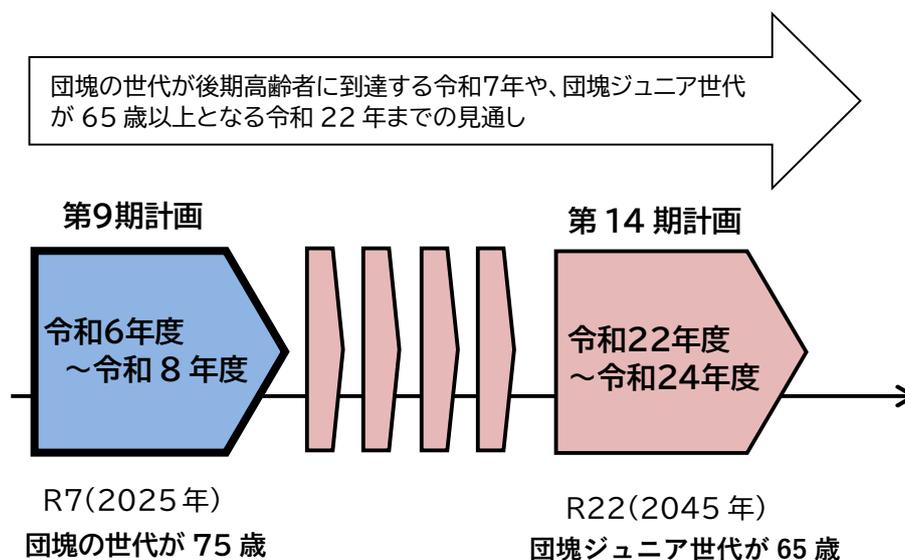
65歳以上高齢者や要支援・要介護認定者を対象に、アンケート調査を実施し、高齢者の実態などの分析・考察を行いました。

④ パブリックコメントの実施

広く町民から意見を聴取するため、パブリックコメントを行いました。

(2) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間の計画です。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に到達する令和7年(2025年)や、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、前計画から引き続き、中長期的な視点で計画を策定します。



3. 計画の体系

【基本方針】健やかに、心豊かに支え合い、いきいきと生活できるまちづくり

「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がり、地域で支え合える包括的な支援体制をより強固にしていくことが重要です。

そこで、前計画から引き続き、誰もが支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」を目指すこととします。

基本目標 1

みんなが住み慣れた地域で暮らせるまち

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅介護サービスや地域密着型サービスの提供など、地域における継続的な支援体制の充実に努めます。

基本目標 2

みんなが健やかに生活できるまち

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、自立支援・重度化防止に向けた取組を重点的に推進します。

基本目標 3

みんなが支え合い、いきいきと安心して生活できるまち

いきいきと地域で暮らせるよう、様々な地域活動の情報提供や参加のきっかけづくりなどを支援します。また、安心して暮らせるよう、身近なところで、いつでも相談できる支え合いのネットワークづくりや、災害・感染症対策を推進します。

【基本方針】

『健やかに、心豊かに支え合い、いきいきと生活できるまちづくり』

【基本目標】

【重点課題】

【具体的取組み】

みんなが住み慣れた地域で暮らせるまち

1 介護保険サービスの充実

(1)介護サービス給付

(2)介護予防サービス給付

(3)その他の介護保険給付など

(4)介護保険を補完する事業

みんなが健やかに生活できるまち

2 地域包括ケアシステムの推進

(1)介護予防・日常生活支援総合事業

(2)包括的支援事業

(3)任意事業

(4)介護人材の確保と業務の効率化

みんなが支え合い、いきいきと安心して生活できるまち

3 高齢者福祉の環境整備

(1)生活習慣病予防と健康づくりの推進

(2)社会参加の促進

(3)高齢者にやさしい環境づくり

4 災害・感染症対策

(1)災害に対する体制整備

(2)感染症に対する体制整備



4. 介護保険事業の円滑な運営

(1) 保険料収納必要額

■標準給付費見込額

区分	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和12年度 (2030年)	令和22年度 (2040年)
総給付費	576,005	577,212	592,050	580,389	565,852
在宅サービス費	155,869	156,543	156,543	159,720	147,909
居住系サービス費	67,505	67,592	67,592	67,592	67,592
施設サービス費	352,631	353,077	367,915	353,077	350,351
(介護予防)特定入所者 介護サービス費	33,939	33,982	34,085	36,592	38,914
高額介護(予防)サービ ス費	14,028	14,032	14,440	15,161	16,122
高額医療合算介護(予 防)サービス費	3,176	3,193	3,185	3,355	3,568
審査支払手数料	379	381	380	400	426
計	627,527	628,801	644,140	635,897	624,882

■地域支援事業費見込額

区分	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和12年度 (2030年)	令和22年度 (2040年)
介護予防・日常生活支 援総合事業	13,871	14,021	14,171	14,453	13,489
包括的支援事業・任意 事業等	26,146	26,196	26,246	24,965	23,329
計	40,017	40,217	40,417	39,418	36,818

■保険料収納必要額の算出式

$$\left(\begin{array}{c} \text{標準給付費見込額} \\ + \\ \text{地域支援事業費見込額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{第1号被保険者} \\ \text{負担割合} \\ 23\% \end{array} \\
 + \begin{array}{c} \text{調整交付金必要額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{介護給付費準備基金取崩額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{保険料収納必要額} \end{array}$$

■介護保険給付費に対する保険料負担割合の推移

区分	第1期 H12~H14	第2期 H15~H17	第3期 H18~H20	第4期 H21~H23	第5期 H24~H26	第6期 H27~H29	第7期 H30~R2	第8期 R3~R5	第9期 R6~R8
公費負担	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
保険料 負担	第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	23%	23%	23%
	第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	27%	27%	27%

(2)保険料基準月額

■保険料基準月額の算出

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{保険料収納必要額}} \div \boxed{\text{予定保険料収納率}} \div \boxed{\text{所得段階別加入割合補正後被保険者数}} \\
 \div \boxed{12 \text{ カ月}} = \boxed{\text{保険料基準月額 } 5,800 \text{ 円}}
 \end{array}$$

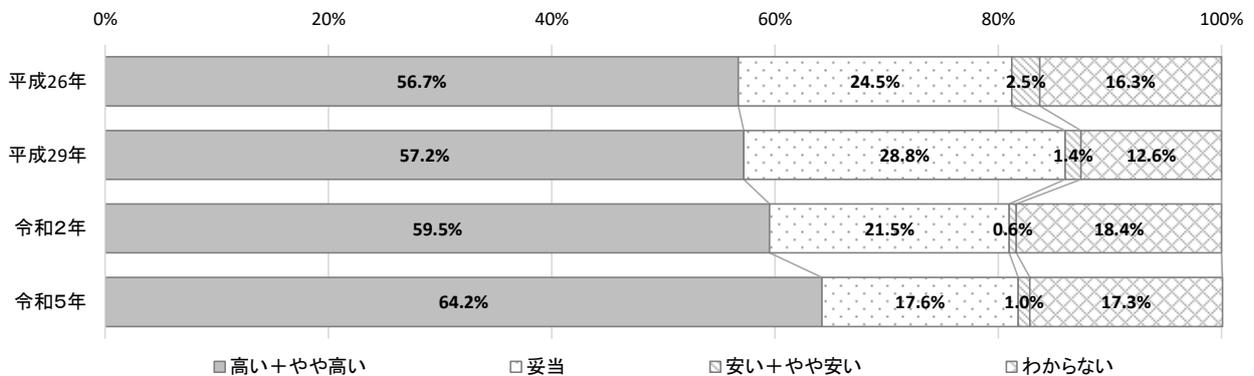
■保険料基準額の推移

	第1期 H12～H14	第2期 H15～H17	第3期 H18～H20	第4期 H21～H23	第5期 H24～H26	第6期 H27～H29	第7期 H30～R2	第8期 R3～R5	第9期 R6～R8
基準額	3,360	3,600	3,800	4,000	4,800	5,100	6,100	6,100	5,800
増減額	-	240	200	200	800	300	1,000	0	▲300

■介護保険料の負担感に関するアンケート

「高い」「やや高い」の回答を合わせると、64.2%の方が介護保険料を高く感じていることが分かります。

Q. あなたの介護保険料の負担感について、ご回答ください



※一般高齢者・要介護認定者アンケートの合計値

(3)所得段階別保険料

計画期間における各段階は、国の標準段階、乗率、基準所得が改定され、9段階から13段階とされました。土幌町においては、第1段階から第3段階までの保険料率を引き下げ、第13段階を新設します。

※は公費の投入により軽減された後の保険料率です。

所得段階	対象者	保険料率	保険料	
			年額	月額
第1段階	○生活保護受給の方 ○世帯全員が住民税非課税の方 (老齢福祉年金受給の方、または合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額×0.455 ※(基準額×0.285)	31,660円 (19,830円)	2,639円 (1,653円)
第2段階	○世帯全員が住民税非課税の方 (合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下)	基準額×0.685 ※(基準額×0.485)	47,670円 (33,750円)	3,973円 (2,813円)
第3段階	○世帯全員が住民税非課税の方 (合計所得金額+課税年金収入額が120万円超)	基準額×0.690 ※(基準額×0.685)	48,020円 (47,670円)	4,002円 (3,973円)
第4段階	○住民税本人非課税の方 (合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額×0.9	62,640円	5,220円
第5段階	○住民税本人非課税の方 (合計所得金額+課税年金収入額が80万円超)	基準額	69,600円	5,800円
第6段階	○住民税本人課税の方 (合計所得金額が120万円未満)	基準額×1.2	83,520円	6,960円
第7段階	○住民税本人課税の方 (合計所得金額が120万円以上210万円未満)	基準額×1.3	90,480円	7,540円
第8段階	○住民税本人課税の方 (合計所得金額が210万円以上320万円未満)	基準額×1.5	104,400円	8,700円
第9段階	○住民税本人課税の方 (合計所得金額が320万円以上500万円未満)	基準額×1.7	118,320円	9,860円
第10段階	○住民税本人課税の方 (合計所得金額が500万円以上700万円未満)	基準額×1.8	125,280円	10,440円
第11段階	○住民税本人課税の方 (合計所得金額が700万円以上1,000万円未満)	基準額×1.9	132,240円	11,020円
第12段階	○住民税本人課税の方 (合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満)	基準額×2.0	139,200円	11,600円
第13段階	○住民税本人課税の方 (合計所得金額が1,500万円以上)	基準額×2.1	146,160円	12,180円

【問い合わせ先】土幌町 保健福祉課 ☎ 01564-5-2006